

# 「印刷文化・電子文化の基本整備に関する勉強会」への要望

2012年 4月13日

出版流通対策協議会

会長 高須 次郎

東京都文京区本郷3-31-1 盛和ビル40B  
TEL 03-6279-7103/FAX 03-6279-7104

貴「印刷文化・電子文化の基本整備に関する勉強会」（座長＝中川正春）において、出版者への権利付与の法制化が検討されているとの報道があり、中小出版社などにも参加を呼びかけるとありました。

中小出版社97社で組織する出版流通対策協議会は、貴勉強会への参加を申し入れましたが、すでにスタートしている中川議員の私的勉強会との理由で、参加を事実上断られたため、出版者への権利付与について、貴勉強会に対し次の様な要望の検討を希望します。

一 出版者が著作物の公衆への伝達者としての役割を十全に担っていくためには、レコード製作者等のように、出版者の権利は著作物の伝達者の権利である著作隣接権として保護されることが必要である。

なお、著作隣接権でないかたちでの法制化の場合には、著作権保護期間切れで、かつその時点で絶版の著作物を新たに組版して出版した出版者の権利保護を図ることも併せて要望する。

## 二 理由

1 出版者は、現行著作権法における設定出版権では、紙での印刷、出版を許されているが、一方で、デジタル化・ネットワーク時代を迎えて、著作物の普及のため電子出版を含めデジタル化・ネットワークに応じたビジネスを要請されている。しかし法的制約から著作権者に代わってさまざまな許諾行為を行うこともできないため、著作物の普及に有効な対応ができない現状がある。

2 著作権法第80条3項は「出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない」と定めている。

例えば「ある人がある本をコピーしたいと思った場合に、それが三十条（著作権法）に規定する私的使用目的の複製である場合は別にして、そうでない場合に出版権者にコピーの許諾を求めてきたとしても出版権者にはこれを許諾する権利はない。日本複写権センター（コピーの許諾を行う著作権等管理事業者）設立当初において出版者に対し版面権もしくは出版者の権利を認めよとの意見が主張されたのは本項により出版権者が複製権を許諾できないことから生じたものである」（三山裕三『著作権法詳説 第8版』、373頁）。

出版者が本のコピーの許諾を求めてきた者に対し許諾を与えることができないということは、無断でコピーされても差し止めることができないことを意味する。ただ見ているほかないのである。もっぱら電子的利用についてのグーグルブック検索和解案において、その法律上の当事者になれるのかという問題は、このことに由来していた。

「現実には不正な利用が行われた場合でも、著作権者は適切な対処を出版者に委ねる場合も多く、そ

の場合、著作権者の権利と利益を守るために、出版者は相手方に対してアクションを取ることが必要になる。しかし、出版者に隣接権がなければ、信託譲渡を受けていない限り、出版者には訴訟当事者能力がなく著者の権利を守ることも十分にできない」（「出版者の権利について」日本書籍出版協会、2002年4月）。

デジタル化・ネットワーク時代を迎えたなかで、電子機器を用いた国内でのさまざまな著作権侵害行為ばかりではなく、海外での海賊版の横行、著作権侵害行為の横行は、ベルヌ条約締結の時代背景にあった、19世紀の状況以上に深刻なものがあり、これに対し有効な対策がとれず、著作権者もまた著作物の普及伝達者である出版者も甚大な被害を被る結果となっている。

3 著作権者の権利を侵害する行為が内外で簡単かつ広範に行われているにもかかわらず、その大半が個人である著作権者の力では有効な対抗措置をとることは、事実上不可能な現状がある。著作権者は適切な対処を出版者に委ねれば、負担も軽くなり著作活動に専念できるが、そのためにも、著作権譲渡の習慣のない日本の現状では、著作隣接権を出版者に付与する方が合理的かつ有効である。

4 出版権の設定も文化庁の出版権登録原簿に「登録しなければ、第三者に対抗できない」（著作権法第88条）。第三者に対抗とは、出版権者が、契約期間中に他の出版者から同一の著作物を出版する行為を差し止めることができることを意味する。ところが実際には、出版権登録は登録免許税1件3万円を惜しんでか、年間数十件と少なく、あまり登録されていない。出版権設定契約は出版者によって事実上、生かされていない現状がある。

また、実務的には文庫を発行している出版社は、文庫化の際、著作権者ならびにもとの単行本を発行している出版社との間で協議、文庫化に伴う経済補償（これは十分かどうかは別にして）を行っている。複製権者が出版権を設定した場合、「法律上は出版権者も複製権者もライセンスを出せませんから、形式的には出版権・複製権侵害ではありますが、権利侵害について責任追及はしないことで両者が了解を与え、その代償の意味において補償金として許諾料相当額を受領するという、実質的には複製許諾に近い形になりますけど、そういう形で出版界の慣行として動いている」（加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』著作権情報センター刊、2006年）現実がある。「そういう意味で、現在の出版契約の実態が果たして法律上の出版権の内容と適合しているかどうか検討する余地があります」（同）。この点からも、設定出版権は実務と乖離している。

5 出版権の設定については「出版権を出版者に設定するかどうかは、複製権者の意思に係っており、すべての著作物について出版権が設定されるわけではない。特に雑誌については、複製権者が出版者に出版権を設定することはまずなく、雑誌の記事が複製された場合は、出版者は保護を受けられない」（1990（平成）2年・著作権審議会第8小委員会報告）。この意味でも、デジタル化・ネットワーク時代に対応した出版者保護の観点からも、法的安定性に欠けるものとなっている。この点からもデジタル化・ネットワーク時代には出版者に著作隣接権を付与する方が合理的かつ有効である。

6 次に掲げる著作権審議会第8小委員会の結論は、デジタル化・ネットワーク時代を迎えてより重要性を帯びてきている。

「以上のとおり、本小委員会は、複写機器の著しい発達・普及という新たな状況に対応した出版者の法的保護について検討した。

本小委員会の結論として、出版者に固有の権利を著作権法上認めて保護することが必要であるとの意見が大勢を占めた。

なお、出版者に固有の権利を付与することに対しては、一部の委員から、複写の増大が出版者の経済的利益に及ぼす影響について十分な調査が行われていないこと、現行法制の下でも欧米のような著作権譲渡契約等により出版者が自己の利益を確保できる可能性があること、国際的にも十分な合意が形成されておらず、国内的にもさらにコンセンサスを得る必要があること、といった理由から反対意見が出された。

国際的にみて出版者に固有の権利を認める立法例は少なく、また、国際機関における問題の検討もその緒についたばかりのところである。そのなかで今や世界有数の複写機器生産国である我が国において、複写機器が近年著しく発達・普及している状況を考慮すれば、出版行為による著作物の伝達に出版者が果たしている重要な役割を評価し、複写を中心とした出版物の複製に対応した必要な範囲内で、出版者に独自の権利を認めることが適切であると考えられる。

本小委員会にかかる形で出版者の保護を認めることが、我が国における学術・文化の一層の発展に資するものであると考えるものである。」

三 出版者に付与される著作隣接権の内容は、従来の印刷等による複製など複製権、送信可能化権など、レコード製作者に付与されている著作隣接権か、または同等の権利が、出版者に付与されることが必要である。出版物は、頒布の目的を持って出版者の発意と責任において、編集、校正、制作し、文書又は図画としての著作物を最初に版に固定し（いわゆる原版）、発行（発売）されたもので、媒体を問われない。

出版者とは頒布の目的を持って発意と責任において、文書又は図画としての著作物を最初に版（いわゆる原版）に固定し、発行（発売）した者で、その権利の種類は以下のものが付与されるべきである。

## 権利の種類

### 一 許諾権

- 1 複製権
- 2 送信可能化権を含む公衆送信権
- 3 譲渡権
- 4 貸与権

保護の始まり 頒布の目的を持って文書又は図画としての著作物を最初に版に固定し、発行した時。

保護の終わり 発行（発売）後50年。

以上の出版者への著作隣接権の付与は、そのことによってデジタル化・ネットワーク時代において高度化し、複雑化し、国際化する出版物の権利許諾の一部を、出版を業として営む出版者に担わせ、もって著作物の流通と権利処理を促進し、著作権者並びに出版者の権利と利益を擁護することを目的とするものである。

以上、要望します。

# 「印刷文化・電子文化の基本整備に関する勉強会」への再要望

2012年 5月18日

出版流通対策協議会

会長 高須 次郎

東京都文京区本郷3-31-1 盛和ビル40B  
TEL 03-6279-7103/FAX 03-6279-7104

貴「印刷文化・電子文化の基本整備に関する勉強会」（座長＝中川正春）において、出版者への権利付与の法制化案が検討されていて、去る4月27日、「第3回勉強会の結果について--著作隣接権等の課題について」の報道関係者への説明会が行われたと報じられました。

出版流通対策協議会が入手した当日配布された資料に「『(仮) 出版物に係る権利』試案（著作隣接権としての出版物製作者の権利）」があり、これによると、当会が去る4月13日に貴勉強会に要望した諸点の多くが反映されていることは、大変喜ばしいと考えます。

ただし、次の著作隣接権としての出版物製作者の権利の保護期間につき改めて要望致します。

## 貴勉強会試案

### 満了期間

出版物原版に関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して25年（発行が行われない場合はその固定が行われた日の属する年の翌年から起算して25年）を経過した時

この満了期間については「発行後50年」とするよう要望致します。

### [理由]

- 1 レコード製作者、放送事業者、実演家など著作隣接権の保護期間は、いずれも「発行（発売）後50年」、「放送後50年」、「実演後50年」となっており、これに準ずるのが自然と考えられます。
- 2 25年とした根拠について、日本書籍出版協会に質したところ、①英国の著作権保護期間切れの著作物を新組みして発行したときに出版者を保護する権利としてTypographical copy right（版面構成権）があり、その期間が発行後25年であること、また、②英・独・伊などEU諸国で行われている著作権保護期間切れの著作物の「批評的および学術的出版物」への保護期間が30年であること等を参考にしたとの答えでした。しかし、これらの諸国では、著作権は出版者に著作権保護期間中譲渡されており、そのうえで、著作権保護期間切れの著作物を出版者が新組み発行した場合、なんらかの保護を与えなければ古典等が復刊されなくなるために特別にとられた措置であり、そのことから比較的短い保護期間となっている経緯があります。こうしたことを踏まえると、これら保護期間を根拠にする理由はないと考えられます。
- 3 専門書などは発行後25年を経過しても多く流通しており、25年の保護期間はあまりに短いと言わざるをえません。また、発行後25年では、著作者のほとんどは存命中であり、著作権保護期間中に出版物製作者の保護期間切れの出版物が大量に出現することになり、実務的な混乱を招く恐れがあります。ご承知のとおり、欧米の出版者への著作権譲渡期間は、著作権の保護期間と同じであることとの整合性も考慮する必要があると思います。

以上

## 勉強会「骨子案」への要望

2013年 1月11日

一般社団法人 日本出版者協議会

会長 高須 次郎

東京都文京区本郷3-31-1 盛和ビル40B  
TEL 03-6279-7103/FAX 03-6279-7104

日本出版者協議会（旧・流対協）は、「印刷文化・電子文化の基本整備に関する勉強会」への要望を昨年4月13日並びに5月18日に提出していますが、11月8日には、同勉強会の「出版物に係る権利（仮称）に関する検討の現状について」（骨子案）が公表されましたので、改めて当協議会としての要望を提出いたします。

出版者の権利を伝達者の権利としての著作隣接権とすることには賛成ですが、発意と責任のもとに経済的リスクをかけて他に先駆けて初めて出版した出版者、つまり原出版者＝先行出版者の権利を、無断出版、競合出版、海賊出版から保護するという観点から見直しをされるよう要望いたします。

これは骨子案が、出版者の権利ではなく、出版物等の係る権利としたことに、出版者の権利の擁護の不徹底をもたらすものと考えます。改めて出版者に係る権利とされるよう要望いたします。

1 立法目的について骨子案では、①海賊版等の横行による出版物等に係る権利侵害への対応の促進と②電子書籍を中心とした出版物等の利用・流通の促進とを併記していますが、①を主目的とし、②を副次的目的としています。

当協議会としては、②を第一に持ってきた方がいいと考えます。上記二つの目的を達成し、著作権者の利益を守るためには、出版者に権利を付与する必要があるという認識は共有いたしますが、そのうえで、海賊版等の横行による出版物等に係る権利侵害への対応の促進については、隣接権付与でも十分ではないとの意見も見られることに配慮したものです。

2 出版者が出版物の伝達者として付与される著作隣接権の内容については骨子案で結構ですが、骨子案のように原出版者＝先行出版者の権利を認めず、新たに組み直せば、複製権の侵害にはならないということになると、発意と責任のもとに経済的リスクをかけて他に先駆けて出版するという、出版者の出版へのインセンティブを阻害するおそれがあります。また、売れ筋の同じ企画のコピー出版を蔓延させるおそれもあります。著作権法の本来の目的である、先行出版者＝原出版者の保護と競合出版の防止が希薄となるおそれもあります。

冒頭、述べましたように、これは骨子案が、出版者の権利ではなく、出版物等の係る権利としたことに、出版者の権利の擁護の不徹底をもたらすものと考えます。改めて出版者に係る権利とされるよう要望いたします。

3 その観点から、出版者の定義については、4月25日付試案での「出版物の製作に発意と責任を有し、出版物原版を最初に固定した者をいう」との規定に立ち戻るべきと考えます。

あるいは、4月13日付要望のように「出版者とは頒布の目的を持って発意と責任において、文書又は図画としての著作物を最初に版（いわゆる原版）に固定し、発行（発売）した者」とすることを要望いたします。

4 同じく、出版物原版の定義については次のとおり要望いたします。

骨子案では出版物原版を「出版物等原版」とし、「原稿その他の原品又はこれに相当する物若しくは電磁的記録を文書若しくは図画又はこれらに相当する電磁的記録として出版するために必要な形態に編集したもの」としてはいますが、

4月25日付試案にあるように「出版物を、複製又は送信可能な情報として固定したものをいう」とし、さらに「情報として最初に固定」とするか、

4月13日付要望のように「出版物は、頒布の目的を持って出版者の発意と責任において、編集、校正、制作し、文書又は図画としての著作物を最初に版に固定し（いわゆる原版）、発行（発売）されたもので、媒体を問われない。」

とすることを要望いたします。

5 文化的な観点から、出版者への権利付与の法制化にあたっては、著作権保護期間切れの著作物を新たに組み直し出版した出版者への権利付与を図ることも併せて要望します。

6 保護期間については、50年を改めて要望いたします。

出版協の要望理由や考え方につきましては、出版協（旧・流対協）の貴勉強会への要望ならびに出版ニュース2013年1月上中旬号を資料として添付いたします。

以上、要望いたします。

## 出版者に、出版者の権利を付与する必要性

2013年 2月 5日

一般社団法人 日本出版者協議会  
会長 高須次郎

東京都文京区本郷3-31-1 盛和ビル40B  
TEL 03-6279-7103/FAX 03-6279-7104

### ●補充意見 出版者の権利を著作隣接権として付与する必要性

- 1 出版者は、グーテンベルグの時代以来、文書又は図画としての著作物を出版物として公衆に伝達するという、伝達者としての役割を歴史的に担ってきた。
- 2 しかし、文書又は図画としての著作物を出版物として公衆に伝達する役割を担う出版者は、最も古くかつ支配的であったがために、海賊出版等への対応策としては著作権者の保護を図り、競合出版等からの原出版者の保護については設定出版権を付与することで足り、伝達者としての権利をあえて出版者の権利として確立する必要性がなかった。
- 3 今日、複製技術や公衆送信技術の飛躍的発展により、違法複製や海賊出版、違法送信が蔓延し、著作権者ならびに出版者の経済的損失は看過できない状況に至っている。またこうした理由を主因として、経済不況その他の要因が重なり、出版業は壊滅的危機の時代を迎え、知の伝達者として役割を十全に果たせなくなっている。
- 4 またデジタルネットワーク時代を迎え、既存の紙の出版物に加えオンライン出版が発達し、これらの複雑かつ大量の権利処理を迅速に行う必要性が高まっており、利用者、著作権者、出版者間の権利処理を機能的に遂行する必要がある。そのためには出版を業として行っている出版者に、出版者としての権利を付与する必要性があり、これを付与しない状態が続くとオンライン出版や著作権の流通等の発展が阻害されるおそれがある。
- 5 著作隣接権は、周知のとおりレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者ならびに実演家に付与されている。前記三事業者については、公衆への伝達手段としては20世紀以降のもので比較的歴史の浅いものであるが、著作隣接権が付与された根拠は、その行為の創作性に重きを置くよりも、三「事業者の強い要望に基づき、公衆への伝達者としての役割に着目しているとされている。
- 6 出版者も発意と責任において文書又は図画としての著作物を出版物として公衆に伝達するという、伝達者としての役割を歴史的に担ってきたのであり、その役割を権利として確定する場合、伝達者としての権利である著作隣接権が相応しいと考える。
- 7 このように、出版者の権利を著作隣接権として付与を求める理由は、①海賊出版、違法コピーなどから著作権者並びに出版者の逸失利益を回復し、②オンライン出版と著作権流通を発展させるためには、出版者に法的当事者性を付与する方が合理的であり、著作権者並びに出版者の経済的利益になるからである。
- 8 設定出版権のオンライン出版への拡大によっては、出版者は従来の印刷出版とオンライン出版への差し止めなどの権利を有するのみで、コピーや貸与などの許諾などについて、法的当事者性を有することにはならず、出版者が著作権者に代わって、煩雑な許諾行為を行い、著作

権者の利益を十全なかたちでもたらすことにはつながらない。

9 中川勉強会骨子案の「出版物等に係る権利」では、最初に固定した原出版者を競合出版等から保護するという現行著作権法における出版者保護の姿勢が見られない。同一の出版物を組み替えれば別の出版物等原版となるので、別の出版物として何種類も刊行でき、「当初出版の後であっても、(中略)異なる出版者を通じた出版ができるため、自由な競争が促される。」としているが、このようなことが出版者の権利付与の目的ではあるまい。これではコピー出版、競合出版が蔓延するおそれがあり、紙の出版物の過剰生産と過剰返品をもたらすことになる。これでは原出版者の権利が守られないし、伝達者の権利としての著作隣接権の趣旨と異なることになる。

## ●骨子案の論点

出版協は、以上の観点から骨子案について、これまで3回にわたり要望書を提出してきた。分科会開催に伴い、以下の検討事項についての補充意見を提出する。

1 検討すべき事項(1)「権利内容の定義規定・要件等に係る解釈基準」の「考え方」については、出版協1月11日付「勉強会骨子案への要望」の前文ならびに本日付「意見」等に述べたとおりである。出版者の権利は、出版物等に係る権利としての著作隣接権ではなく、文書又は図画等としての著作物を出版物として公衆へ伝達する伝達者の権利としての著作隣接権として付与されるべきである。

2 「出版物等原版」については、「骨子案への要望」4の通りである。以下のように定義することができる。「出版物等原版とは、複製または自動公衆送信等の方法を用いて出版物として公衆へ伝達することを目的に、出版者の発意と責任において文書又は図画等としての著作物等を、編集、校正、制作し、最初に原版に固定したもので、送信可能化したものを含む。」となる。

### 3 出版の概念

出版の概念ないし定義はおおよそ次の通りとする。「出版とは、公衆へ伝達することを目的として、出版者の発意と責任において文書又は図画等としての著作物等を、編集、校正、制作し、最初に原版に固定し、複製または自動公衆送信等の方法を用いて出版物として公衆へ伝達する行為である。」

### 4 「必要な形態」

前記2から、「必要な形態」は不要と思うが、「送信可能化したものを含め最初に原版に固定した形態」といえる。

### 5 「作成者」

「出版物等原版を作成した者」とは、公衆へ伝達することを目的として発意と責任において出版物等原版を作成した出版者であり、出版者の発意と責任においてその指揮、管理の下に履行補助者として作成に従事した印刷事業者や編集プロダクションは含まれない。また同じ理由で、出版者の指揮、管理の下に出版物等原版を作成した編集者も含まれない。

「作成者」というよりも「出版者」と規定するのが適当である。



「出版者は、公衆へ伝達することを目的として、出版者の発意と責任において文書又は図画等としての著作物等を、編集、校正、制作し、最初に原版に固定し、複製または自動公衆送信等の方法を用いて出版物として公衆へ伝達する者である。」

## 6 「権利内容」

骨子案で問題ない。

## 7 始期及び保護期間

始期については、4月17日付要望書三のとおり。発行出版物等原版が作成（固定）されても、発行されない時は、伝達者の権利は作成された時とする。

保護期間は4月17日付要望書三、5月18日付再要望書のとおり、発行後50年を要望する。著作権保護期間との整合性に欠けると、著作物の公衆への伝達という役割を十全に果たせない。また、他の隣接権の保護期間とのバランスも考慮すべきである。

(2) 権利が及ぶ範囲についての解釈基準、権利（禁止権）行使の運用指針など (2) から (5) までは、時間的制約と論点が不明なところがあり、未整理。

次の解釈基準を明確していただきたい。

「本権利についてのよくある質問」のQ8「ある出版物の版面を新たに組み直した場合、元の出版物に関する本権利は新版面に及ぶのでしょうか？」に対する答えが「及ばない」となっているが、紙の出版であれオンライン出版であれ、新たに組み直すとは、どういう基準で判断するのか？ どういう場合に新組とはならず、無断複製、無断送信となるのか？

## ●論点別の検討

論点1 本補充意見ならびに「骨子案への要望」、添付の出版ニュース1月上中旬号高須論文のとおり。

論点2 骨子案の意見の通り、財政上の措置等の規定は不要と考える。

論点3 骨子案の意見の通り、著作権法の一部改正で行くべきである。

論点4 本補充意見のとおり、付与する相当な理由がある。骨子案の②公衆に伝達する役割を担う者、に重点を置く主張が合理的と考える。

論点5 骨子案の意見の通り、著作隣接権として構成することが適当と考える。

ただし、その他は本補充意見のとおり。

### ・著作隣接権として構成することのメリット

1 海賊版対策の有効性は骨子案の通り。ただし海外の海賊版などへの有効性は未知数。

2 「当初出版の後であっても、(中略)異なる出版者を通じた出版ができるため、自由な競争が促される。」とあるように、本骨子案の「出版物等に係る権利」規定では、最初に固定した原出版者を保護するという姿勢が見られず、コピー出版、競合出版が蔓延するおそれがある。

り、原出版者の権利が守られないし、伝達者の権利としての著作隣接権の趣旨に反するものと言わざるを得ない。これについてはが出版ニュース2013年1月上中旬号高須論文や、「骨子案への要望」で述べた通りである。

・出版権の拡張として構成することの問題点

- 1 「競合他社による電子書籍の出版等も困難となり、結果的に電子媒体による出版流通が阻害されるおそれがある。」というが、同一の出版物を組み替えれば別の出版物原版となるので、別の出版物として何種類も刊行できることが、出版者の権利の目的ではあるまい。これではさらなる紙の出版物の過剰生産と過剰返品をもたらすだけである。
- 2 設定出版の電子出版の拡大では、「海賊版対策として十分にワークしない可能性が高い」のは、設定出版権の設定率が低いからではなく、設定出版権では、出版者に法的当事者性がないからである。これはグーグル問題ではからずも明らかになった出版者の法的非当事者性の教訓でもある。

原出版者に著作隣接権が付与され法的当事者性が得られれば、必然的にオンライン出版に積極的になり、電子媒体による出版流通が飛躍的に発展すると考えられる。①海賊出版、違法コピーなどから著作権者並びに出版者の逸失利益を回復し、②オンライン出版を発展させるために、出版者に法的当事者性を付与する方が、著作権者ならびに出版者の経済的利益を守ることができるとの観点から、出版者の権利を著作隣接権として付与するよう求めているのであって、骨子案はこれに反する内容となっている。

論点6 出版者の権利とするのが適当。理由は2012年4月13日付「要望」、「骨子案への要望」ならびに本補充意見のとおり。

論点7 「出版物等原版」、論点8については、「骨子案への要望」4の通りである。定義するとすれば「出版物等原版とは、複製または自動公衆送信等の方法を用いて出版物として公衆へ伝達することを目的に、出版者の発意と責任において文書又は図画等としての著作物等を、編集、校正、制作し、最初に原版に固定したもので、送信可能化状態に固定したものを含む。」となるろう。

論点9 「必要な形態」

補充意見前記2から、「必要な形態」は不要と思うが、「送信可能化状態に固定したものを含め最初に原版に固定した形態」といえる。

論点10 「固定」の当否

「固定」については、録音だけでなく録画、印刷も入るので、固定をレコード事業者にとって重要な概念であるとの認識から「同用語は用いない」との判断は適当ではない。

論点11 リッチコンテンツの取扱い

骨子案意見に賛同する。

論点12 中間成果物からの海賊版等への対応

骨子案意見に賛同する。

論点13 「発意と責任」の要否

勉強会2012年4月25日付試案や骨子案への要望3のとおり、「発意と責任」を加えるべきである。

論点14

骨子案意見に賛同する。

論点15 「複製」の意義

骨子案意見に賛同する。

論点16 「送信可能化」の意義

骨子案意見に賛同する。

論点17 譲渡権の有体物要件の要否

骨子案意見に賛同する。

論点18 貸与権の有体物要件の要否

骨子案意見に賛同する。

論点19 商業用限定の要否

商業用限定を有償出版物に限定すべき。

論点20 始期

始期については、4月17日付要望書三のとおり。

論点21

発行出版物等原版が作成（固定）されても、発行されない時は、伝達者の権利は作成された時とせざるを得ないし、時間的間隔があっても伝達者の権利の始期は、発行されたときに伝達が可能となるので、始期は発行されたときとなる。

論点22 保護期間

4月17日付要望書三、5月18日付再要望書で理由を述べたとおり、発行後50年を要望する。著作権保護期間との整合性に欠けると、著作物の公衆への伝達という役割を十全に果たせない。